

各教育・保育給付認定保護者の皆様

鴨島中央認定こども園
園長 稲井 仁美

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額※を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、個別にお問い合わせください。

※令和元年10月より3歳以上の利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化事業により0円となっています。

（参考）「法定代理受領」通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。

・吉野川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日条例第55号）第14条の規定に基づき、特定教育・保育施設等は法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和5年度の実績を御報告するものです。なお、実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

令和5年度の公定価格の額について

鴨島中央認定こども園における令和5年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。
これをもとに、施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知をお願いいたします。

教区標準時間認定(1号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児
教育標準時間	4月	117,750	134,850
	5月	117,750	134,850
	6月	114,500	131,600
	7月	132,340	149,440
	8月	139,990	157,090
	9月	128,300	145,400
	10月	128,300	145,400
	11月	122,350	139,450
	12月	122,350	139,450
	1月	122,350	139,450
	2月	122,350	139,450
	3月	148,130	165,230

保育標準時間認定(2・3号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
保育標準時間	4月	49,150	65,850	116,670	0
	5月	49,150	65,850	116,670	0
	6月	49,200	65,900	116,720	0
	7月	49,000	65,700	116,520	0
	8月	48,920	65,620	116,440	0
	9月	48,830	65,530	116,350	0
	10月	48,810	65,510	116,330	0
	11月	48,830	65,530	116,350	0
	12月	48,810	65,510	116,330	0
	1月	48,810	65,510	116,330	0
	2月	48,770	65,470	116,290	0
	3月	50,150	66,850	117,670	0

保育短時間認定(2・3号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
保育短時間	4月	45,170	61,870	112,500	0
	5月	45,170	61,870	112,500	0
	6月	45,220	61,920	112,550	0
	7月	45,020	61,720	112,350	0
	8月	44,940	61,640	112,270	0
	9月	44,850	61,550	112,180	0
	10月	44,830	61,530	112,160	0
	11月	44,850	61,550	112,180	0
	12月	44,830	61,530	112,160	0
	1月	44,830	61,530	112,160	0
	2月	44,790	61,490	112,120	0
	3月	46,170	62,870	113,500	0

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額である。